

対象期間を延長しました

感染症の影響による事業主都合で失業した人が対象 花巻市失業者生活見舞金



市では、事業主都合で失業することになった人を対象に、見舞金を支給しています。

- **対象** 次の要件を全て満たす人
 - ▶ 同一の事業所に3カ月以上勤務し、令和2年4月1日～5年3月31日に新型コロナウイルス感染症の影響で失業(労働期間の更新が認められなかった場合を含む)した人
 - ▶ 失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている人
 - ▶ 失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない人
 - ▶ 本制度の申請日において、生活保護の認定を受けていない人
- ※ 次のいずれかに該当する人は対象外
 - ▶ 失業日以前に事業所の役員だった人
 - ▶ 本制度の申請日において再就職し、雇用保険の被保険者となった人
 - ▶ 「労働期間の更新を行わないこと」を条件に契約を締結した人

■ **支給額** 10万円(同一年度内1回限り)

- **申請期限** 令和5年3月31日(金)
- **申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、
 - ▶ 失業日を確認することができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書など)
 - ▶ 失業日以前に3カ月以上、同一の事業所に勤務していたことが確認できる書類(給与明細書、出勤簿など)
 - ▶ 本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)
 - ▶ 口座番号の分かる書類(口座通帳など)一の写しを添えて、下記へ提出

* 申請様式などは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

最大で150万円支給

失業者を雇用した事業主が対象 花巻市離職者等正規雇用促進奨励金



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った人の再就職を支援するため、期間を定めない正規雇用労働者として雇い入れた事業主を対象に奨励金を支給します。

- **対象** ▶ 市内に居住し市内で事業を営む個人事業主 ▶ 市内に事業所を有し市内で事業を営む法人一のいずれかに該当し、次の要件を全て満たす事業主
 - ▶ 期間の定めがない正規雇用労働者として令和2年12月8日以降に離職者を雇い入れた事業主
 - ▶ 解雇または雇い止めをしていない事業主
 - ▶ 令和2年6月1日以降、内定取り消しをしていない事業主
 - ▶ 市税の滞納など、市に対する債務不履行がない事業主
- **雇用する労働者の要件** 次のいずれかに該当する市民
 - ▶ **離職者**…令和2年4月1日以降に事業主都合により解雇または雇い止めを受けた人
 - ▶ **廃業者**…令和2年4月1日以降に廃業した個人事業主
 - ▶ **内定取り消し者**…令和元年

- 6月1日以降に内定を取り消された人
- **支給額** 雇用契約などで定める基礎賃金2カ月分相当額(1人上限50万円、1事業者3人まで対象・最大150万円)
- **申請期限** 雇用契約等締結日から起算して30日を経過した日または令和5年3月31日のいずれか早い日
- **申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、奨励金支給対象の労働者に係る▶雇用契約書など▶雇用保険被保険者資格取得確認通知書▶離職・倒産・内定取り消しをしたことが確認できる書類(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、廃業届、内定取消通知書など)一の写しを添えて、下記へ提出

* 申請様式などは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

最大で30万円を支援

事業者向けの地代・家賃補助の申請受付を開始します



市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、経営に影響が生じている中小企業者を継続的に支援するため、令和4年4月～6月を対象とした地代・家賃補助を実施します。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

◆制度内容

- **対象** 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に主たる事業所を有する個人事業主で、市が定める対象業種に該当する事業者
- * 対象業種の詳細は、市ホームページに掲載します



- **要件** 令和4年4月～6月の間のいずれかひと月の売上げが平成31年(2019年)～令和3年(2021年)の同月と比較して30%以上減少した事業者

※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上げを直近の月の売上げと比較することが可能

- **補助対象期間** 令和4年4月～6月の3カ月間

◆提出書類

- ▶ 交付申請書 ▶ 前金払請求書 ▶ 家賃金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど) ▶ 令和4年4月～6月のいずれかひと月の売上げが確認できる書類 ▶ 口座通帳の写し ▶ 家賃(令和4年4月～6月)の支払い状況が確認できる書類(通帳など)の写し一のほか、次の書類
- **個人事業主の場合**
 - ▶ 令和3年分所得税確定申告書第一表の写

- **補助率** 月額賃料の2分の1
- **上限額** 最大30万円(月額10万円)
- **補助対象経費** 地代・家賃(共益費、管理費含む)

[補助額の算定例] (単位:万円)

区分	4月	5月	6月
平成31年(2019年)売上	85	100	90
令和2年(2020年)売上	90	80	50
令和3年(2021年)売上	80	100	115

売上が平成31年(2019年)～令和3年(2021年)における同月比30%以上減少

令和4年(2022年)売上	▼ 60	▼ 70	▼ 80
---------------	------	------	------

地代・家賃が月額7万円(税抜)の場合

7万円×補助率1/2×3か月＝ **10万5千円**

◆提出方法[受け付け期間は5月9日(月)～7月29日(金)]

- **郵送の場合**
 - ▷ 郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花巻市城町9-30)
- **持参の場合(完全予約制)**
 - ▷ 受付時間…午前9時～午後4時
 - ▷ 受付場所…本館商工労政課または各総合

- 支所地域振興課
- ▷ 予約方法…本館商工労政課(☎41-3539)または各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)に電話で予約
- ▷ 予約開始日…5月2日(月)
- **法人の場合**
 - ▶ 直近の法人税確定申告書別表第一または直近3カ月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し ▶ 売上げ比較月を含む法人事業概況説明書の写し